

# はだの 議会だより

第211号

平成26年(2014年)2月9日(日)  
発行:秦野市議会 編集:議会報編集委員会  
〒257-8501 神奈川県秦野市桜町一丁目3番2号 ☎0463-82-9652  
http://www.city.hadano.kanagawa.jp/shise/shigikai/

## 主な内容

- ◆議案審議 1・5・6面
- ◆一般質問 2・3・4面
- ◆議会のごさき 4面
- ◆陳情・意見書 5面
- ◆3月定例会日程 6面

12月  
定例会

## ごみの持ち去り行為に

## 罰則規定

12月定例会は、11月27日から12月18日までの22日間の会期で開催され、条例制定など市長提出議案20件（うち報告3件）および議提議案1件を審議しました。また、閉会中の継続審査となった市長提出議案1件について1月16日開催の第1回臨時会で審議しました。

（議決結果は、5面に掲載）

### 収集場所からの一般廃棄物の持ち去りに20万円の罰金

#### 廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正することについて

##### ▼要旨

収集場所に出された一般廃棄物を市または、市長が指定する者以外の者が持ち去ることを禁止し、持ち去った者に対する禁止命令の処置および命令に従わない場合の罰則規定を新たに設ける。また、廃棄物の処理及び清掃に係る法律に基づき、一般廃棄物の減量などに関する事項を審議するための機関として、廃棄物対策審議会を設置するもの。

なお、この条例の施行日は、平成26年4月1日とするもの。

▼付託委員会  
環境産業常任委員会

▼委員会での主な質疑・意見  
問 改正の主な目的として、収集場所から廃棄物を持ち去る行為を禁止しているが、持ち去り行為の実態と防止策はどうか。

答 トラブルになる可能性があるため、直接注意はせずに、持ち去り者の特徴や車両ナンバー、収集場所の番号、時間などの連絡をお願いしたい。

### 土地所有者にも汚染除去等の責任が

#### 地下水保全条例の一部を改正することについて

##### ▼要旨

土壌汚染に対する条例の目的を達成するため、詳細調査および浄化事業を行わなければならない者に、土地所有者など土壌汚染対策法に基づく神奈川県知事からの汚染除去などの措置について指示を受けた者を加えるもの。また、地下水の質と量の保全に関する審議機関としての役割を表すため、地下水汚染対策審議会から地下水保全審議会に、付属機関の名称を変更する。また、井戸を設置する際

に意見を聴くべき付属機関を環境審議会から地下水保全審議会に変更するもの。

なお、この条例の施行日は、平成26年4月1日とするもの。

▼付託委員会  
環境産業常任委員会

▼委員会での主な質疑・意見  
問 地下水汚染対策審議会の名称を地下水保全審議会に変更する理由はどうか。

答 これまでは、汚染の未然防止、原因の解明や浄化策などの汚染対策に対して審議してきたが、今後は、地下水の利活用を含め、質や

量の保全全般について審議するた

策審議会の設置に当たっては、ごみの減量や資源化に積極的に取り組んでいる多くの市民を委員とし、意見が反映できるよう努めてほしい。

#### ▼議員間討議 論点の要旨

新たに20万円の罰金を規定しているが、本市の他の条例にある罰金と比較した場合の妥当性についてはどうか。

意見 持ち去り行為は広域的に行われており、金額も近隣自治体との均衡をとることが大切と考える。

意見 近隣自治体との均衡をとることは、一つの要素としてあるが、本市の他の条例と比較した場合、10万円が妥当と考える。

▼議決結果  
委員会 原案可決（賛成多数）  
本会議 原案可決（賛成多数）



常任委員会で議員間討議を実施

め変更した。

意見 災害用井戸など、市民共有の財産にふさわしい公共性のある利活用に取り組んでほしい。

問 新たに土地所有者なども土壌汚染に対する詳細調査および浄化事業を行わなければならない者としていますが、理由はどうか。

答 条例は、汚染原因者に限っているが、土壌汚染対策法では、土地所有者などが対応する場合があり、土地所有者などにも条例の効力が及ぶようにしたものである。

▼議決結果  
委員会 原案可決（賛成全員）  
本会議 原案可決（賛成全員）

「白銀に輝く表丹沢と風のつり橋」(撮影者:栗原正行さん)

